

岩手県自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助金

交付実施細則

（目的）

第1 この細則は、岩手県自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第9の規定に基づき、補助金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金交付申請書の受付）

第2 知事は、別に定める期間において、補助金交付申請書を受け付けるものとする。

（補助金の交付の通知）

第3 知事は、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）第4条の規定により補助金交付申請書の提出があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、予算の範囲内において補助金を交付すべきと認めたときは岩手県自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助金交付決定通知書（様式第1号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、原則として、交付申請書の受理後30日以内に行うものとする。

（変更承認の通知）

第4 知事は、規則第6条第1項第1号、第2号又は第3号の規定により変更承認申請があった場合の承認は、岩手県自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助金交付変更（中止・廃止）承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、原則として、承認申請書の受理後30日以内に行うものとする。

（補助金に係る書類の提出先）

第5 補助金に係る書類の提出先は、岩手県環境生活部環境生活企画室とする。

附 則

この細則は、平成25年8月29日から施行する。

この細則は、平成26年8月18日から施行する。

岩手県自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助金
交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった岩手県自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助金に対し、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知します。

年 月 日

岩手県知事

印

記

- 1 補助金交付額 金 円
- 2 補助金交付の条件
 - (1) 補助金の交付の対象となる事業の内容及び経費の配分は、岩手県自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助金交付申請書及び添付の書類に記載のとおりとする。
 - (2) 補助事業者は、規則及び岩手県自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に従わなければならない。
 - (3) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業により、取得し又は効用の増加した財産で、処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間をいう。ただし、財務省令に定めのない財産については、岩手県知事が別に定める期間をいう。以下同じ。）を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 5 補助事業者は、前記4の財産（1件当たり取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）について、処分制限期間内に岩手県知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的以外の目的のために使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。

様式第2号（第4関係）

岩手県指令 第 号

市 町 村 等 名

岩手県自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助金
交付変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった岩手県自立・分散型エネルギー供給システム設計等支援事業費補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）を承認したので、通知します。

年 月 日

岩手県知事 印

記

- 1 岩手県指令番号
- 2 変更内容（中止・廃止）
- 3 変更の承認条件